

- 市町村等との連携会議の開催
 - ・「市町村との連携会議」、「庁内関係課との連絡会議」、「保健所との連絡会議」を開催
- 事業相談・苦情の対応
 - ・事業の問合せや苦情相談を県庁・保健所で受付。
- 届出受付・審査
 - ・保健所において事業実施の届出を受理。

(3) 県負担・補助率の考え方

住宅宿泊事業法は、地方自治法に規定する自治事務であり、県負担が妥当。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	413	立入調査、国説明会等旅費
需用費	682	消耗品、燃料費
役務費	240	郵送料等
その他	117	説明会会場借上料
合計	1,452	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 事業主体及びその妥当性

住宅宿泊事業法は、地方自治法に規定する自治事務であり、事業主体が県となることは妥当。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
住宅宿泊事業営業施設の利用者が安全で衛生的な利用ができるよう、施設の衛生水準の確保を図るとともに、住宅宿泊事業営業者の業務を適正な運営を確保する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業 開始前	指標の推移			現在値	目 標	達成率
					(前々年度末時点)		
法定基準に不適合とした行政処分数	— (H)	— (H)	— (H)	0 (R1)	0 (R3)	100%	

（前年度の取組）

・民泊事業者の立入調査
227件（7月末実績）

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	住宅宿泊事業営業施設等の衛生水準等の維持及び住宅宿泊事業の適正な運営の確保は、県民の安全・安心な生活に必要。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) —	事業の実施により、安全・安心な住宅宿泊事業の運営及び、無届民泊（無許可旅館業）の排除を目指す。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価) ○	営業定期報告等の内容を精査し、不適法に営業が行われている可能性が高い施設に対し、重点的に指導することで、効率的な事業運営を進める。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>事業の実施に伴い、県下における民泊の普及状況や生活環境の悪化等、事業運営に伴う問題点などを把握し、事業の検討・検証を行うとともに、不適切な事業者や無許可事業者に対して立入調査を実施していく必要がある。</p>

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <p>県下における民泊の普及状況や生活環境の悪化等、事業運営に伴う問題点などを把握し、事業の検討・検証を行うとともに、安全に、安心して利用できるよう、適宜、指導・啓発等を行っていく。</p>
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせる理由や期待する効果 など	